

足立区議会事務局職員規程

(昭和48年6月15日制定)

改正 平成12年3月31日区議会議長訓令甲第3号

平成30年3月30日区議会議長訓令甲第2号

第1条 この規程は、足立区議会事務局条例第2条に規定する職員の職層名及び職務名について、必要な事項を定める。

第2条 職層名は、参事、副参事、主事とする。

2 参事は局長の職又は次長の職にある職員の職層名とする。

3 副参事は次長の職にある職員の職層名とする。

4 主事は前2項に定める職員を除く職員の職層名とする。

5 職務名は、一般事務とする。

第3条 一般事務は、上司の命を受け議会の庶務を補佐する。

付 則

この規程は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日区議会議長訓令甲第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日区議会議長訓令甲第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。